

令和4年度 石油コンビナート等における 自衛防災組織の技能コンテスト審査要領

1 審査者等について

- (1) 審査者は、消防庁特殊災害室の職員とする。現地審査には、審査長1名、審査補助者1名の2名が出向し、競技の進行状況の確認等を行うものとする。
- (2) 進行者及び進行補助者は、推薦消防本部の職員とする。

2 審査者等所掌事務について

- (1) 審査長は、審査事務全般を掌握し、競技の進行が公正に行われているか確認する。
- (2) 審査補助者は、審査長を補助する。
- (3) 進行者は、競技全体の進行を行う。
- (4) 進行補助者は、競技の計時及び審査評価資料の撮影を行うとともに、進行者を補助する。

3 審査の範囲、内容、採点方式について

審査方法については、ビデオ審査とし、現地審査時に競技を撮影した審査評価資料を採点するものとする。

(1) 審査範囲

ア 行動審査

開始報告から終了報告までの間とする。

イ 計時審査

進行者の「操作はじめ」の号令の「め」から、進行者が高所放水車（大型化学高所放水車、大型高所放水車又は普通高所放水車をいう。）の継続的な放水（放水ノズルからの放水が棒状となったとき）を確認し、旗を上げるまでの時間とする。

(2) 審査内容・採点方式

ア 行動審査

行動審査項目①から⑤の5項目について、減点方式により採点する。

別紙の審査票に基づき、現地審査時に撮影した競技映像を確認し採点を行い、「行動審査点」とする。（※100点配分）

特に、「各隊員等の安全管理」での安全確認、「指差し・呼称」での操作確認、「下命」や「報告」の意思表示など、計時審査にも影響を及ぼす部分に関して、不十分な場合や審査員が確認できない場合でも減点とする。 ※別紙「減点が多く見られる項目」参照。

<行動審査項目>

①	各隊員等の安全管理
②	正確で確実な操作及び活動
③	中隊長を中心とした連携活動
④	使用機械器具の精通及び愛護
⑤	士気・規律

イ 計時審査

計時審査配分点を30点、所要標準時間を5分00秒とし、所要標準時間を超えた場合に、2秒毎に1点ずつ計時審査配分点より減点していき、残りを計時審査点とする。

例：所要時間5分27秒の場合、14点減点となり、計時審査点は16点となる。

4 競技撮影方法について

- (1) 記録は家庭用ビデオカメラ等（以下「カメラ」という。）により、解像度はSD（720×480）～フルHD（1920×1080）で撮影された動画及び音声とする。
- (2) 撮影は合計4台のカメラで実施するものとし、配置等にあつては別図1-1、1-2、又は別図2-1、2-2のとおりとする。ただし、設置場所の周囲の状況等から別図1-1、1-2、又は別図2-1、2-2のとおり設置することが困難な場合は、死角が発生しないような位置関係に設置してもよい。
- (3) 別図1-1、1-2、又は別図2-1、2-2に示した各カメラの担当範囲、または当該担当範囲内において使用する車両、消火栓及び資機材等、その取扱いにかかる隊員の動きが直近のカメラ映像で確認できない場合は、減点の対象とする。
- (4) カメラはそれぞれ三脚等により常時固定し撮影するものとする。ズームは行わないこと。
- (5) 4台のカメラにより撮影される4種類の動画は、開始報告前の中隊長の「集まれ」の号令から終了報告後の解散までを通して、かつ同時に撮影したものとする。

5 失格

審査長が危険であると判断した場合や、競技の続行が不可能と認められる場合は、競技を中止する。

6 順位の決定

- (1) 行動審査点及び計時審査点の合計点で、順位の決定を行うものとする。
- (2) 上記(1)において同点の場合は、計時審査の所要時間の短いものを上位とする。

7 異議の申立

審査の結果等については、一切の異議の申立をすることはできない。

防災組織名:

パターン	行 動 審 査 項 目	減点	回数	小計	【計時時間】	行 動 審 査 項 目	減点	回数	小計	【計時時間】
A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F ・ G	①各隊員等の安全管理	車両の安全管理不備	3			③中隊長を中心とした連携活動	隊長下命不備	2		
		アウトリガー・ジャッキ安全管理不備	3				隊員等報告不備	2		
		車両への乗降に伴う安全管理不備	3				任務分担外活動 (中隊長、機関員を除く)	2		
		使用器具等の安全管理不備	3				隊長指揮位置不適	2		
		隊長による安全管理体制の不備	3				下命外行動	2		
		放水塔伸長時、伸長後の塔体下部移動	3			④使用機械器具の精通及び愛護	器具の投げ捨て	1		
		その他の安全管理不備	2				器具の踏みつけ	1		
	②正確で確実な操作及び活動	操作確認不備「指差し・呼称」	3				器具の蹴飛ばし	1		
		前方車両取扱い不適	2				器具の落下	1		
		後方車両取扱い不適	2				ホース取扱い不適	1		
		実際の災害に即してない活動	2				器具のその他の取扱い不適	1		
		行動審査減点		行動審査点(A) 持点100		⑤士気・規律	転倒	1		
		点		点			号令等の誤り	1		
		計時審査減点		計時審査点(B) 持点30			その他士気・規律の不備	1		
	点		点		総合審査点(A+B)		表彰回数			
					点		回			
							順位			
							位			

※所要標準時間5分を超えた場合、2秒毎に1点減点とする。

計時	分	秒
----	---	---

減点が多く見られる項目

行動審査項目	減点行為	該当項目
①各隊員等の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・車両への乗降に伴う安全管理不備 ・その他の安全管理不備 	競技要領 4 (1)ア、キ、オ 4 (4)ウ
コメント	車両の乗降において、扉の開閉操作を含めて安全確認は確実に実施してください。 また、中継バルブ（吸水コック）の開閉確認不足が散見されます。 機関員の専任部分である「バルブ（コック）の開閉操作」等を機関員以外の隊長・隊員が行った場合は、機関員自身が「バルブ（コック）開閉状態の確認」等の安全管理を行わなければなりません。 なお、機関員が一時的に車両を離れているだけでは安全管理不備とはなりません。	

行動審査項目	減点行為	該当項目
②正確で確実な操作及び活動	<ul style="list-style-type: none"> ・操作確認不備「指差・呼称」 ・実際の災害に即していない行動 	競技要領 4 (1)ア、キ 4 (5)エ、キ(ウ)
コメント	屋外の消火栓等にホースを結合する際は、変形や使用に支障が無いかを確実に確認してください。「指差・呼称」はヒューマンエラーを防止するだけでなく、隊員等が現在どのような行動をしているかを他の隊員等に知らせ、情報を共有し、連携を強化する効果があります。 なお、「指差・呼称」は上記のとおり重要な確認ですが、過剰に実施している隊が散見されます。（例. 同じ確認を何度も各人が行う。）実際の災害に即した活動という点に主眼を置き、一連の活動の中で「指差・呼称」を適切に実施していれば、操作確認不備とはなりません。 ノズルを下方に向けて放水を開始しておらず、ノズルを想定火点に向けていない場面が見受けられます。機関員は、「放水はじめ」を受命したら、ノズルを下方にむけたままの状態での放水を開始すること。継続的な放水かつ放水量2,000ℓ/min を確認したら約5秒間放水を保持した後、ノズルを想定火点に向けて放水すること。	

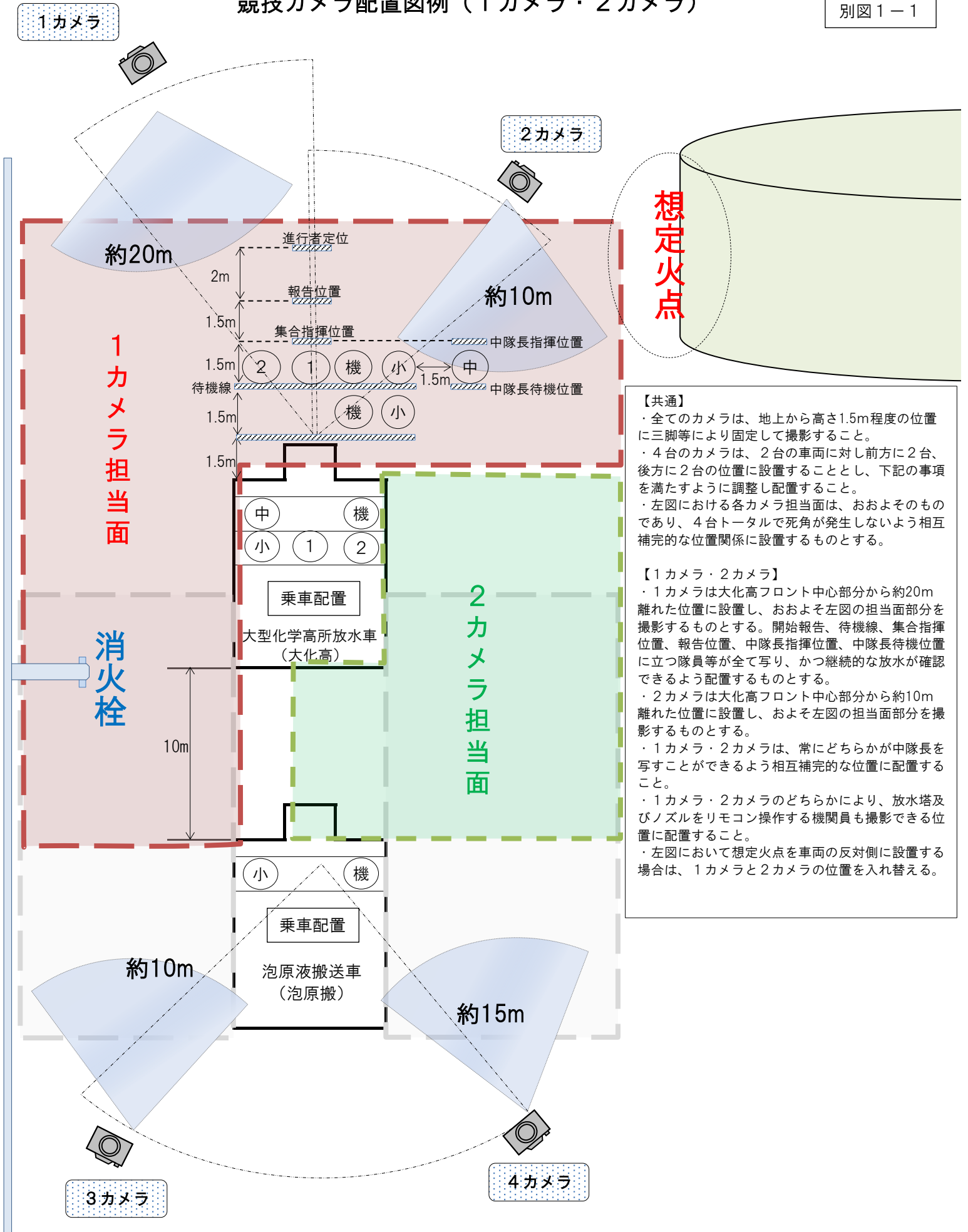
行動審査項目	減点行為	該当項目
③中隊長を中心とした連携活動	<ul style="list-style-type: none"> ・隊長下命不備 ・隊員等報告不備 ・隊長指揮位置不適 	競技要領 3 (3) 3 (6)ア 4 (1)ア、イ、ウ、エ
コメント	適正な隊長下命が行われていない場面が見受けられます。（例. 自隊員の乗車を確認後、直ちに機関員に「エンジン始動」を下命していない。） また、各隊員等は、自隊の隊長から下命を受け行動し、下命したものに対し受命した旨の意思表示をしてください。 受命者の報告は、下命者が履行状況を確認するだけでなく、下命者の次なる判断を的確なものにするためにも非常に重要です。 中隊長は「おさめ」の下命を指揮位置まで移動してから行ってください。	

行動審査項目	減点行為	該当項目
④使用機械器具の精通及び愛護	<ul style="list-style-type: none"> ・器具の踏み付け ・器具の蹴飛ばし ・ホース取扱い不適 	競技要領 4 (1)カ 4 (5)ウ、オ
コメント	ホースや金具の踏み付け、蹴飛ばし及び延長中のホース飛び越えを行ってはなりません。 また、ホースを後方に展張する際は、事前に後方確認を行うこと。 使用機械器具への愛護意識の低さは、事故の誘因及び機器損傷の原因となります。	

行動審査項目	減点行為	該当項目
⑤士気・規律	<ul style="list-style-type: none"> ・号令等の誤り 	競技要領 3 (2)
コメント	中隊長が進行者の移動前に「気をつけ」の号令をかけています。進行者が定位に移動を始めたら号令をかけること。 また、基本の姿勢をとってから「気をつけ」の号令をかけること。	

競技カメラ配置図例（1カメラ・2カメラ）

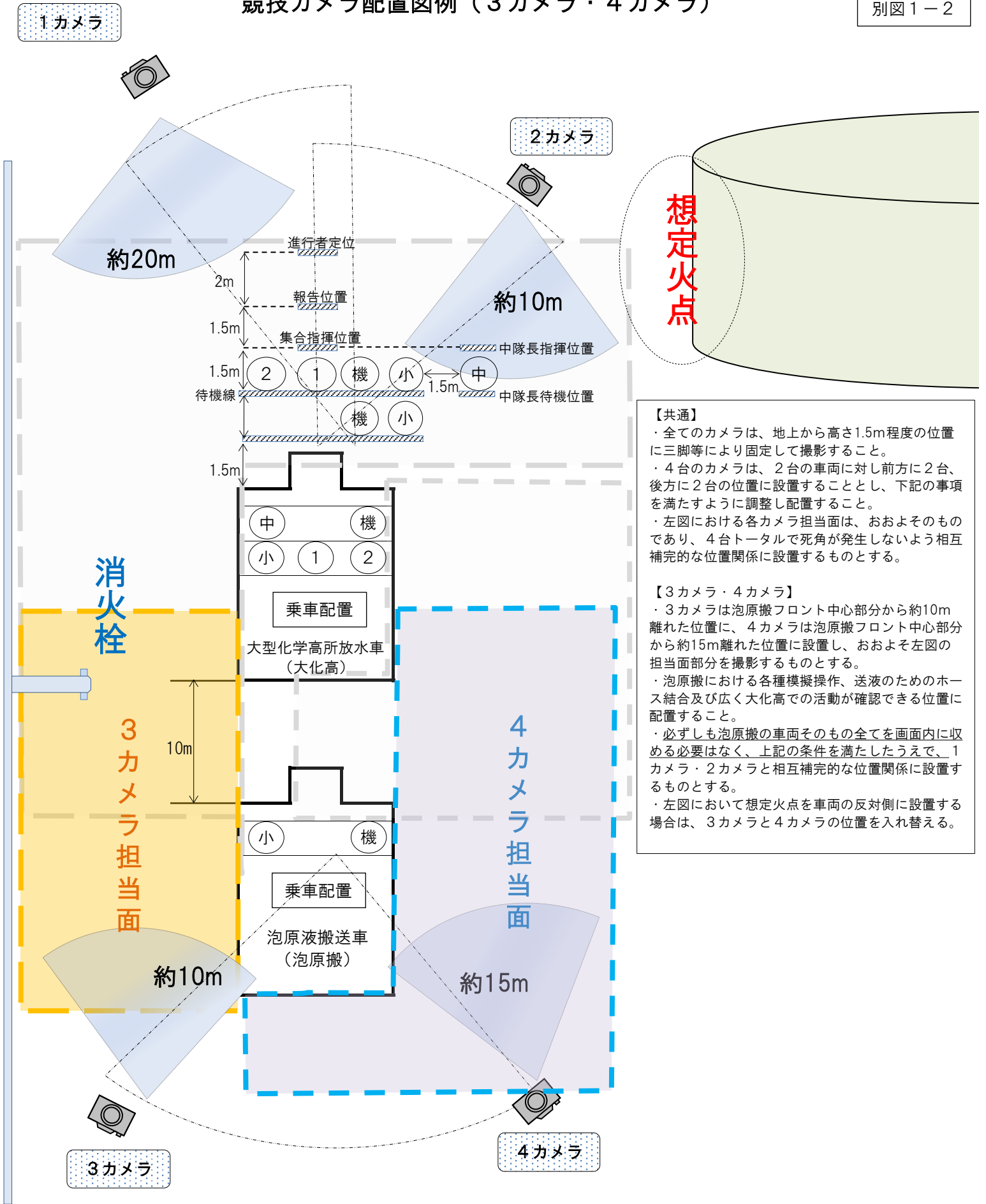
別図1-1



- 【共通】**
- ・全てのカメラは、地上から高さ1.5m程度の位置に三脚等により固定して撮影すること。
 - ・4台のカメラは、2台の車両に対し前方に2台、後方に2台の位置に設置することとし、下記の事項を満たすように調整し配置すること。
 - ・左図における各カメラ担当面は、おおよそのものであり、4台トータルで死角が発生しないよう相互補完的な位置関係に設置するものとする。

- 【1カメラ・2カメラ】**
- ・1カメラは大化高フロント中心部分から約20m離れた位置に設置し、おおよそ左図の担当面部分を撮影するものとする。開始報告、待機線、集合指揮位置、報告位置、中隊長指揮位置、中隊長待機位置に立つ隊員等が全て写り、かつ継続的な放水が確認できるよう配置するものとする。
 - ・2カメラは大化高フロント中心部分から約10m離れた位置に設置し、おおよそ左図の担当面部分を撮影するものとする。
 - ・1カメラ・2カメラは、常にどちらかが中隊長を写すことができるよう相互補完的な位置に配置すること。
 - ・1カメラ・2カメラのどちらかにより、放水塔及びノズルをリモコン操作する機関員も撮影できる位置に配置すること。
 - ・左図において想定火点を車両の反対側に設置する場合は、1カメラと2カメラの位置を入れ替える。

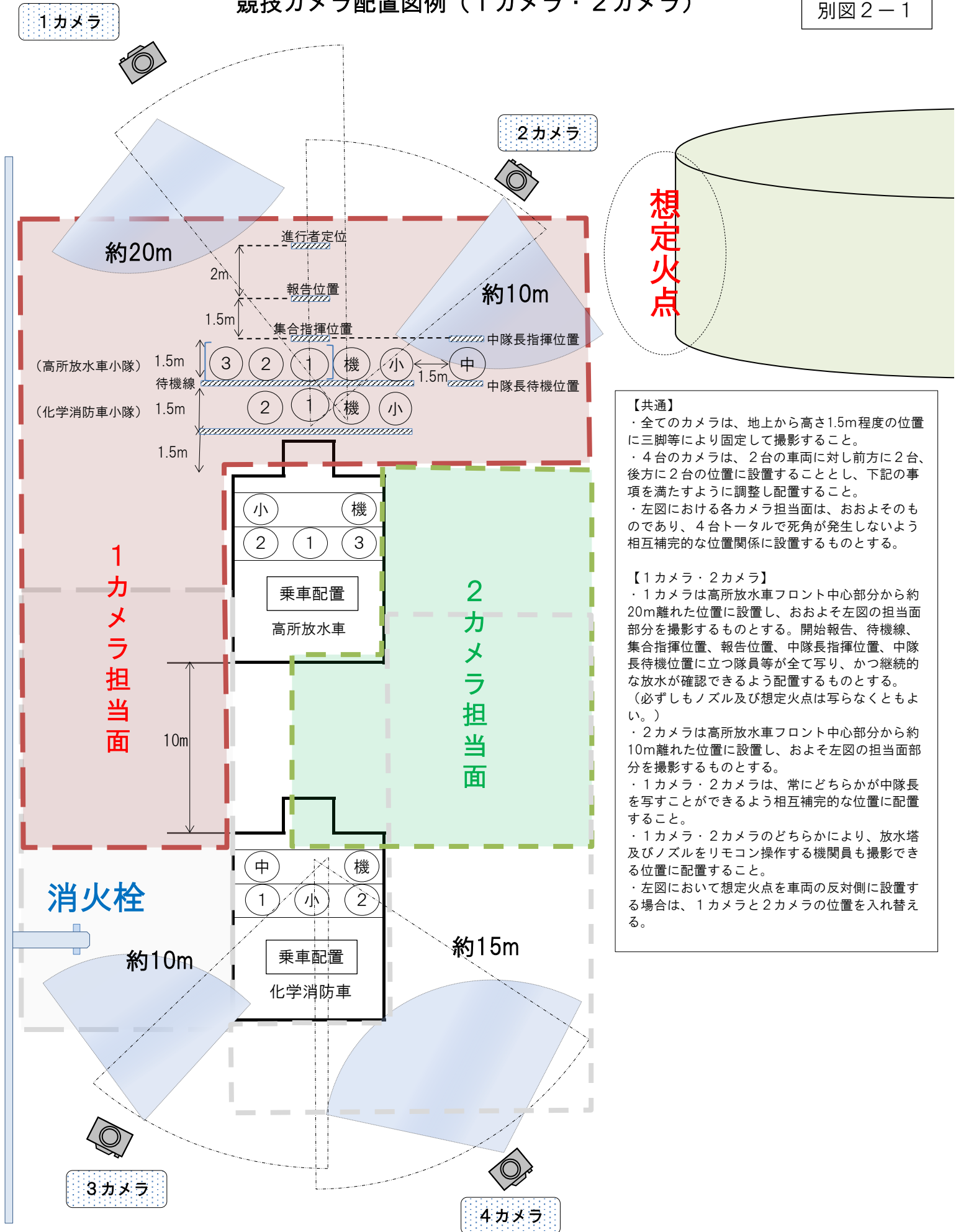
競技カメラ配置図例（3カメラ・4カメラ）



- 【共通】**
- ・全てのカメラは、地上から高さ1.5m程度の位置に三脚等により固定して撮影すること。
 - ・4台のカメラは、2台の車両に対し前方に2台、後方に2台の位置に設置することとし、下記の事項を満たすように調整し配置すること。
 - ・左図における各カメラ担当面は、おおよそのものであり、4台トータルで死角が発生しないよう相互補完的な位置関係に設置するものとする。
- 【3カメラ・4カメラ】**
- ・3カメラは泡原搬フロント中心部分から約10m離れた位置に、4カメラは泡原搬フロント中心部分から約15m離れた位置に設置し、おおよそ左図の担当面部分を撮影するものとする。
 - ・泡原搬における各種模擬操作、送液のためのホース結合及び広く大化高での活動が確認できる位置に配置すること。
 - ・必ずしも泡原搬の車両そのものを画面内に収める必要はなく、上記の条件を満たしたうえで、1カメラ・2カメラと相互補完的な位置関係に設置するものとする。
 - ・左図において想定火点を車両の反対側に設置する場合は、3カメラと4カメラの位置を入れ替える。

競技カメラ配置図例（1カメラ・2カメラ）

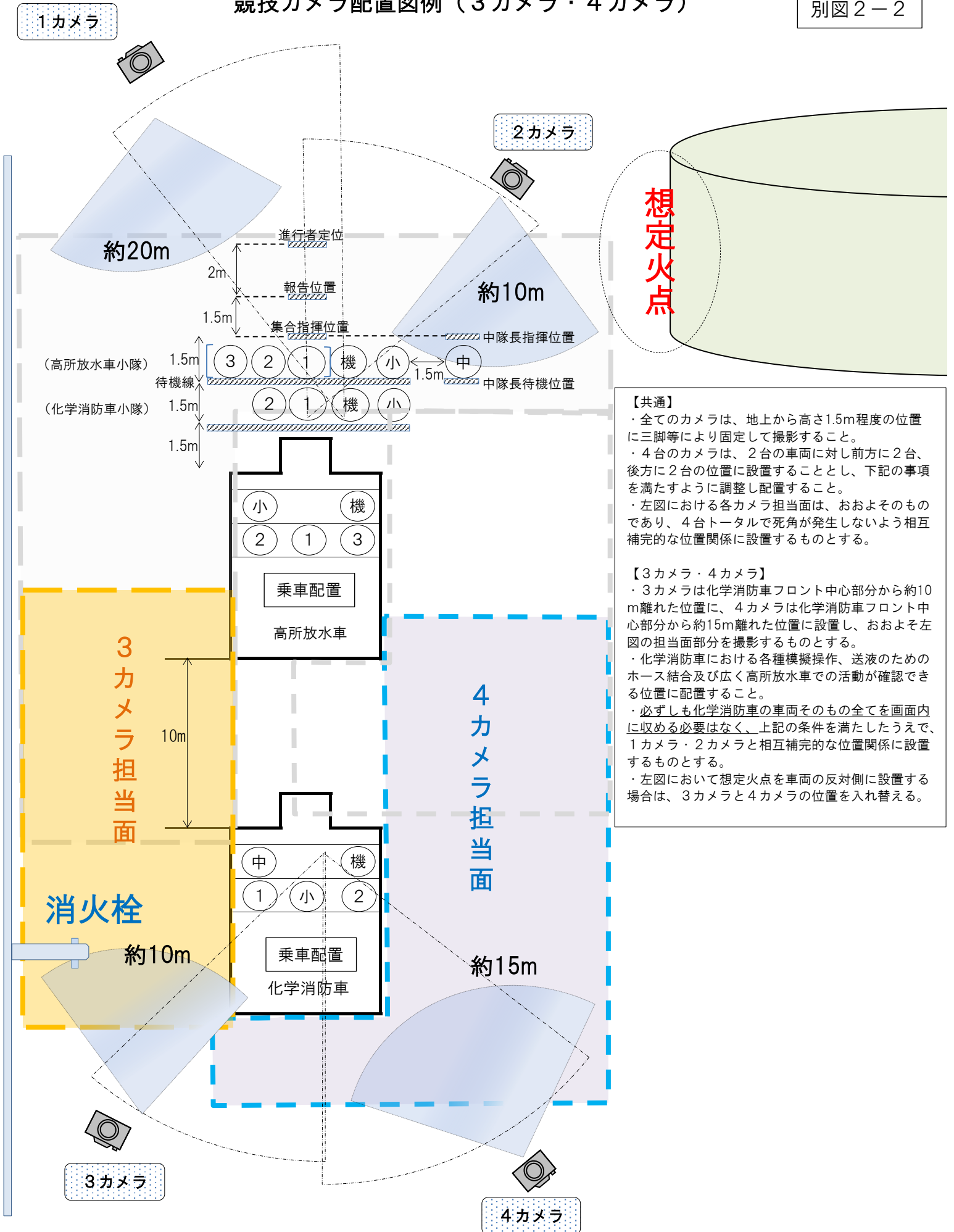
別図2-1



- 【共通】**
- ・全てのカメラは、地上から高さ1.5m程度の位置に三脚等により固定して撮影すること。
 - ・4台のカメラは、2台の車両に対し前方に2台、後方に2台の位置に設置することとし、下記の事項を満たすように調整し配置すること。
 - ・左図における各カメラ担当面は、おおよそのものであり、4台トータルで死角が発生しないよう相互補完的な位置関係に設置するものとする。
- 【1カメラ・2カメラ】**
- ・1カメラは高所放水車フロント中心部分から約20m離れた位置に設置し、おおよそ左図の担当面部分を撮影するものとする。開始報告、待機線、集合指揮位置、報告位置、中隊長指揮位置、中隊長待機位置に立つ隊員等が全て写り、かつ継続的な放水が確認できるよう配置するものとする。
(必ずしもノズル及び想定火点は写らなくともよい。)
 - ・2カメラは高所放水車フロント中心部分から約10m離れた位置に設置し、おおよそ左図の担当面部分を撮影するものとする。
 - ・1カメラ・2カメラは、常にどちらかが中隊長を写すことができるよう相互補完的な位置に配置すること。
 - ・1カメラ・2カメラのどちらかにより、放水塔及びノズルをリモコン操作する機関員も撮影できる位置に配置すること。
 - ・左図において想定火点を車両の反対側に設置する場合は、1カメラと2カメラの位置を入れ替える。

競技カメラ配置図例（3カメラ・4カメラ）

別図 2-2



- 【共通】**
- ・全てのカメラは、地上から高さ1.5m程度の位置に三脚等により固定して撮影すること。
 - ・4台のカメラは、2台の車両に対し前方に2台、後方に2台の位置に設置することとし、下記の事項を満たすように調整し配置すること。
 - ・左図における各カメラ担当面は、おおよそのものであり、4台トータルで死角が発生しないよう相互補完的な位置関係に設置するものとする。
- 【3カメラ・4カメラ】**
- ・3カメラは化学消防車フロント中心部分から約10m離れた位置に、4カメラは化学消防車フロント中心部分から約15m離れた位置に設置し、おおよそ左図の担当面部分を撮影するものとする。
 - ・化学消防車における各種模擬操作、送液のためのホース結合及び広く高所放水車での活動が確認できる位置に配置すること。
 - ・必ずしも化学消防車の車両そのものを画面内に収める必要はなく、上記の条件を満たしたうえで、1カメラ・2カメラと相互補完的な位置関係に設置するものとする。
 - ・左図において想定火点を車両の反対側に設置する場合は、3カメラと4カメラの位置を入れ替える。